

アクパス浜松スイミングクラブ会則

[名称及び目的]

第 1 条 本クラブはアクパス浜松と称し、株式会社ジャパンスポーツ（以下「当社」といいます。）の運営管理するスポーツ施設の利用を通じて会員の体力向上、健康維持に努め、会員相互の親睦を図り健全な社交の場として生活の質の向上を目指すことを目的とします。

[入会]

第 2 条

- ①本クラブの目的に賛同される方で別に定める入会資格に該当し、本会則及びアクパス浜松施設利用約款（以下「施設利用約款」といいます。）に同意いただき、当社所定の入会手続を終了した方は、会員証を受領することにより本クラブの会員となります。
- ②本クラブに入会を希望する方は、当社所定の書類に必要事項を記入し、入会金、事務手数料、月会費（2 ヶ月分）を添えて提出してください。
- ③入会手続にあたり、当クラブの利用に堪え得る健康状態であることの申告又は健康診断書の提出が必要となります。
- ④暴力団等の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときから 5 年を経過しない方、反社会的勢力と関わりのある方を含みます。）、刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神病等の疾患をお持ちの方、過去に当社より除名等通知を受けた方、又はその他当社が不適當であると認める方は入会することができません。

[未成年会員]

第 3 条 未成年者の入会手続はその親権者が行うものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と同様、本人の行為について責任を負い、本会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

[会員資格の種類]

第 4 条 本クラブの会員資格は、別に定める通りとします。但し、必要に応じ新規に会員の種類を設定し又は変更若しくは廃止することがあります。

[入会金・事務手数料・月会費]

第 5 条

- ① 入会金、事務手数料、月会費は、会員資格の種類別に、別に定める通りとします。会員は、入会金、事務手数料は入会手続時に、月会費は当月 1 日に、それぞれ当社所定の支払方法に従い支払うものとします。
- ②お支払いいただいた入会金、事務手数料及び月会費は、別条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。

[休会・退会・移行・各種届出の手続]

第 6 条

- ①休会(第10条に定める場合に限り)、退会、移行又は各種届出をしようとする方は、当社所定の休会、退会、移行、各種届出用紙に必要事項を記入し、休会、退会、移行、各種届出しようとする前月15日までに届出してください。
- ②会員は、住所・連絡先・メールアドレス・料金引落とし銀行口座その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によりその旨届出るものとします。

[会員の特典]

第7条

- ①会員は、会員資格の種類別に定められた料金を支払うことにより、施設利用約款その他施設利用に関する規則等の定める事項を遵守のうえ本クラブを利用することができます。但し本クラブの利用に当たっては会員証を提示しなければなりません。
- ②会員は、会員以外の方(以下「ゲスト」といいます。)を同伴し又は当社所定の手続により紹介することにより、ゲストに本クラブを利用させることができます。但し、ゲストの責に帰すべき事故又は事件により生じた損害については、会員が連帯して賠償の責を負うものとします。

[禁止行為]

第8条 会員は、次のいずれかに該当する行為をしてはいけません。

- ①第三者(他の会員を含む。以下、本条において同じ。)、本クラブ又は本クラブスタッフに対する誹謗、中傷行為
- ②第三者、本クラブスタッフ又は本クラブの施設、器具若しくは備品等に対する暴力・破壊行為、大声・奇声等による威嚇行為、脅迫行為、妨害行為、嫌がらせ行為その他の迷惑行為
- ③本クラブの施設、器具又は備品の持ち出し行為
- ④刃物等の危険物又は禁制品の本クラブ内への持ち込み行為
- ⑤本クラブ内での飲酒又は飲酒した状態で本クラブを利用する行為
- ⑥本クラブスタッフの指示に反する行為
- ⑦本クラブ内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- ⑧その他本クラブの施設内の秩序を乱す行為
- ⑨会員証を他人に貸与し、又は使用させる行為
- ⑩他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為
- ⑪法令や公序良俗に反する行為
- ⑫その他当社が会員としてふさわしくないと認める行為

[会員資格の喪失]

第9条 会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

- ①第6条第1項に従い退会手続をしたとき
- ②当社により除名されたとき
- ③死亡したとき
- ④法人会員である場合の法人の破産又は清算終了
- ⑤本クラブの施設の全てが閉鎖されたとき(一時的な閉鎖をのぞきます)

[会員の休会]

第 10 条 会員は、やむをえぬ理由により、1ヶ月以上継続して本クラブを利用しない場合は、当社所定手続で届出することにより休会することができます。休会期間中の会費は別途定める金額とします。

[会員資格の議渡]

第 11 条 会員資格は同じ会員資格の種類内において変更手続きを完了することにより、名義を変更することができます。但し、入会者は当社所定の当クラブ入会基準を満たす方に限ります。

[休業]

第 12 条 本クラブ側の事由により休業する場合は、1週間前までに本クラブ内又は本クラブウェブサイト上に掲示します。突発事由についてはこの限りではありません。

[除名]

第 13 条 会員が次の各号に1つでも該当するときは、当社は、当該会員を直ちに除名することができます。除名された会員は直ちに会員資格を失うものとします。

- ①本会則、施設利用約款、その他施設利用に関する規則等に違背したとき
- ②本クラブの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- ③本クラブ利用に関する諸料金の支払を怠ったとき

[会則の発効及び改訂]

第 14 条 本会則は **2021 年 10 月 1 日**をもって改訂します。

第 15 条 本会則は必要の都度、本クラブ内又は本クラブウェブサイト上に公示することにより改訂することができます。

[事務局]

第 16 条 本クラブの事務局は東京都杉並区宮前 2-10-4 株式会社ジャパンスポーツ内とします。